

第11回 原子力委員会臨時会議 議事

録 <日時> 1992年2月28日(金) 10:30から

<場所> 原子力委員会会議室

<議題>

- (1) 東京電力(株)福島第一原子力発電所の原子炉の設置変更(1号、2号、3号、4号、5号及び6号原子炉施設の変更)について(答申)
- (2) 東京電力(株)福島第二原子力発電所の原子炉の設置変更(1号、2号、3号、4号原子炉施設の変更)について(答申)
- (3) その他

<審議事項>

- (1) 議事録の確認

事務局作成の第10回原子力委員会定例会議議事録(案)が了承された。

- (2) 東京電力(株)福島第一原子力発電所の原子炉の設置変更(1号、2号、3号、4号、5号及び6号原子炉施設の変更)について(答申)

平成3年12月10日付け3資庁第6173号をもって諮問のあった標記の件に関する核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第26条第4項において準用する同法第24条第1項第1号、第2号及び第3号(経理的基礎に係わる部分に限る。)に規定する基準の適用については妥当なものと認め、通商産業大臣あて答申することを決定した。

注) 本件は、燃料の効率的な使用を図るため、取り替え燃料として高燃焼度8×8燃料を採用し、従来燃料と同程度の余裕を確保するため、太径ウォータ・ロッドの採用、ヘリウム加圧量の増加等を行い、また核計装の運転性の向上等を図るため、中性子源領域モニタ及び中間領域モニタに代え、起動領域モニタを採用すること等を行うものである。

- (2) 東京電力(株)福島第二原子力発電所の原子炉の設置変更(1号、2号、3号、4号原子炉施設の変更)について(答申)

平成3年12月10日付け3資庁第6174号をもって諮問のあった標記の件に関する核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第26条第4項において準用する同法第24条第1項第1号、第2号及び第3号(経理的基礎に係わる部分に限る。)に規定する基準の適用については妥当なものと認め、通商産業大臣あて答申することを決定した。

注) 本件は、燃料の効率的な使用を図るため、取り替え燃料として高燃

焼度 8×8 燃料を採用し、従来燃料と同程度の余裕を確保するため、太径ウォータ・ロッドの採用、ヘリウム加圧量の増加等を行い、また、1号炉の取替燃料の一部として回収ウラン利用新型 8×8 ジルコニウムライナ燃料の採用に伴い、その濃縮度を $3.0 \text{ wt} \%$ から $3.1 \text{ wt} \%$ に増加することとし、そのほか、各炉の使用済み燃料プールの貯蔵能力の増強、液体廃棄物処理設備の共用化等を行うものである。